

奈良県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人和幸会	大阪府四條畷市 上田原六一三番地	医療法人和幸会 阪奈中央訪問看護ステーション	生駒市俵口町四 四四一	平成二十六年七月一日
株式会社奈良ケアセンターはる	大和高田市磯野 北町八一八	訪問看護ステーションはる	大和高田市大字 市場七七四一	平成二十六年七月一日
一般財団法人桜井市医療センター	桜井市大字金屋 一三六一一	一般財団法人桜井市医療センター 桜井市訪問看護ステーション さくら	桜井市大字金屋 一三六一一	平成二十六年八月一日
株式会社UTケアシステム	橿原市新賀町四 五二番地の一	ユナイター訪問看護ステーション	橿原市葛本町二 二〇一六	平成二十六年七月一日